

## 別紙様式3

## 福祉・介護職員等特定待遇改善実績報告書（令和元年度）

愛知県知事 殿

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号	2	3	1	3	3	0	0	4	7	3
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

事業者・開設者	フリガナ	サクラエンゴウドウガイシャ
	名 称	さくらえん合同会社
主たる事務所の所在地	〒	448-0049
	都 道 府 県	愛知 府 岐 刈谷市中手町二丁目603番地
事業所等の名称	電話番号	FAX番号
ヘルバーステーションココロ ヘルバーステーションこころ		
事業所の所在地	〒	448-0049
	都 道 府 県	愛知 府 岐 刈谷市中手町二丁目603番地

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

① 算定した加算の区分	福祉・介護職員等特定待遇改善加算 (I) II 区分なし
② 賃金改善実施期間	平成31年4月～令和2年3月
③ 令和元年度分福祉・介護職員等特定待遇改善（特別）加算総額	191,836 円
④ 賃金改善所要額 (i - ii)	205,146 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	16,985,925 円
ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	16,780,779 円
⑤ 経験・技能のある障害福祉人材 (①) における平均賃金改善額 ((iii - iv) / v)	6,977 円   29 人
iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	169,859,25 円
iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	167,807,79 円
v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数	29 人
そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者	1 人
設定できない場合の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模事業所等で加算額全体が少額である。</li> <li>職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。</li> <li>8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・待遇を明確化することが必要になるため、規定の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する。</li> <li>その他 ( )</li> </ul>
⑥ 他の障害福祉人材 (②) における平均賃金改善額 ((vi - vii) / viii)	#DIV/0! 円   0 人
vi) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	0 円
vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	0 円
viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数	0 人
⑦ その他の職種 (③) 平均賃金改善額 ((ix - x) / xi)	#DIV/0! 円   0 人
ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	0 円
x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	0 円
xi) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数	0 人
そのうち、改善後の賃金が最も高額となった者の賃金	円
⑧ 賃金改善を行う賃金項目及び方法（賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。 ①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については、必ず記載すること。（「経験・技能のある介護職員」を設定しない場合は、その理由を記載すること。一定の経験を有する人材や、有資格者といった表現では具体的とはいえないため注意。）	<p>特定待遇改善手当として労働時間数に応じて</p> <p>毎月9000円～600円を支給した。</p> <p>対象職員は、すべての介護福祉士資格取得者</p> <p>①の基準に関しては、設立3年あまりであることから</p> <p>介護職員の経験年数は3年以上とした。</p>

※ ④ i) については、求められた場合に積算の根拠となる資料を添付すること（任意の様式で可。）。

※ ④については、法廷福利費等の賃金改善に伴う增加分も含むこととする。

※ ④は③を上回らなければならないこと。

2年7.16